

大府市立大府西中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 基本理念について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。

したがって、本校では、これらの基本的な考え方を基に教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。こうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。また、生徒の保護者、地域の方、生徒相談センター等の関係者との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するよう努める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 組織等について

- ・いじめの防止や対応を実効的なものとするために、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置する。
- ・その構成員は、「校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等」で構成し、必要に応じて、「スクールカウンセラーや関係機関の担当者」も含めて開催する。
- ・原則として月1回を定例会とし、いじめ事案が発生した場合は臨時に開催する。

臨 時の開催の場合、構成員は必要に応じた適切なメンバーとする。

(2) 「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員への「学校の取組の評価アンケート」の実施と検討
 - ・学校評価の評価項目等の検討
 - ・生徒アンケート結果や評価結果をもとに状況を確認・検証
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
- ・年度初め職員会議等での、「学校いじめ防止基本方針」の周知
 - ・生徒アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討
 - ・職員会議等での情報交換や報告による共通理解を図った上での取組や実践の充実

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通じて、取組状況や評価結果の情報発信

エ いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、いじめとして対応すべき事案か否かの判断
- ・いじめ事案と判断した場合については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な対応。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携した対応
- ・被害生徒のケアや支援
- ・加害生徒への指導や支援
- ・問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）に向けた指導・支援体制の組織化

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学年づくりを進める。
- ・生徒の活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動や交流活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・道徳教育や体験活動等の充実を図り、生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組む。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。保護者も参加する機会をもつ。
- ・教職員の校内研修を計画的に実施する。年度初めには、「学校いじめ防止基本方針」をもとに、共通理解を図る研修会を実施する。
- ・生徒が、自発的自主的にいじめについて考え方行動していじめをなくす取組を、生徒会を中心に計画的に行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・いじめアンケートや教育相談を定期的に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。また、実施した際のアンケート用紙などの調査資料については、調査後5年間の保存とする。
- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・生徒が相談しやすい相談体制を整備する。スクールカウンセラーとの連携や関係諸機関の相談窓口の周知を図る。

(3) いじめに対する早期対応

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、生徒相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・いじめが解消に至ったと判断される状況になった場合でも、その後の経過に関して、日常の継続的な見守り活動を3ヶ月間は実施する。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを図る。

4 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに大府市教育委員会に報告する。
- ・大府市教育委員会の指導・助言・支援を受け、その判断のもと、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- ・調査結果をふまえて、生徒への指導と支援を行う。
- ・調査結果を大府市教育委員会に速やかに報告し、調査結果をふまえた必要な措置と再発防止のための対策を講じる。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・P D C A サイクルによる見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
- ・学校評価（自己評価、学校関係者評価）によって取組を検証し、取組を改善する。

6 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、生徒やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・「学校いじめ基本方針」は、年度はじめに保護者へ周知する。また、ホームページ等で保護者や地域に周知を図る。
- ・地域連携をすすめていくために、「ネットワーク会議」等の場を活用して情報提供をすることで、生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに地域とともに努めていく。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。

「重大事態の対応フロー図」

重大事態の発生



教育委員会へ重大事態の発生を報告



教育委員会が調査の主体を判断

{学校が調査主体の場合}

学校に重大事態の調査組織を設置

※「生徒指導部会、いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査委の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた・加えた生徒及びその保護者へ適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文章も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な処置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

※再発防止に向けた取組の検証を行う。